

再申入れに関するご連絡

平成31年3月14日

東京都港区赤坂2丁目14番11号天翔赤坂ビル503号
NN赤坂溜池法律事務所
パラカ株式会社代理人
弁護士 成瀬直邦 殿

内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
理事長 松久三四彦

〒060-0004
札幌市中央区北4条西12丁目ほくろビル4階
TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

当法人のパラカ株式会社（以下「貴社」といいます。）に対する平成30年12月5日付け再申入書（以下「再申入書」といいます。）につき、貴職からの平成31年1月30日付け回答書（以下「回答書」といいます。）をいただいた件について、当法人は、貴社に対し、以下のとおりご連絡いたします。

1 再申入書記載の申入れの趣旨1項及び2項について

貴社から、回答書の2項（結論1）において、「諸事情を総合考慮の上、検討します」との回答をいただきました。

つきましては、検討された結果及び貴社がとられた措置（本件規定①及び同②に関し、使用中止又は修正を行ったこと、対応を変更済みである旨を利用者にわかりやすく各駐車場に表示したこと等）を、当法人宛にお知らせください。

2 再申入書記載の申入れの趣旨3項について

貴社から、回答書の2項（結論2）において、「利用者から連絡があった場合には誠実に対応させていただきます」との回答をいただきました。

この点、当法人の上記申入れの趣旨3項においては、貴社において、少なくとも平成28年7月以降に一旦1万円を支払って出庫した利用者に対し、変更後の対応により精算（一部返金）を実施していただくことに加

え、「その旨を各駐車場や貴社ホームページにおける掲示などによりわかりやすく周知すること」措置も求めておりますが、この点については、回答書に言及がありません。

つきましては、上記周知の点についても、貴社が検討された結果及び貴社がとられた措置を、当法人宛にお知らせください。

3 貴社のご対応等について

再申入書に記載しましたとおり、特定非営利活動法人消費者支援機構関西の2016年8月24日付けご連絡（「お問い合わせ」活動終了通知）の別紙によれば、貴社は、同法人に対し、精算後バックにより車が出せなくなった場合の取り扱いについて「消費者にわかりやすいよう表示方法を改善し、かつ、感知システムの改善などにも前向きに取り組む」と回答をした旨が記載されています。それにも拘わらず、貴社は、取り扱いを変更したとされる平成28年7月以降も本件規定①及び同②を引き続き使用している一方で、利用者にわかりやすい表示はなされておらず、今回のご回答も「検討します」との内容にとどまっており、当法人として「十分に真摯かつ誠実な対応」がなされているとは認めがたいところもあります。

このまま本件規定①及び同②の使用が続く場合、当法人としては、差止請求訴訟の提起も検討せざるを得ないと考えております。

以上のとおりですので、1項及び2項の各事項につきまして、平成31年4月26日までに文書にてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、ご回答の有無及び内容につきましては、当NPO法人の活動目的のため、公表させていただくことをあらかじめ申し添えます。

以上